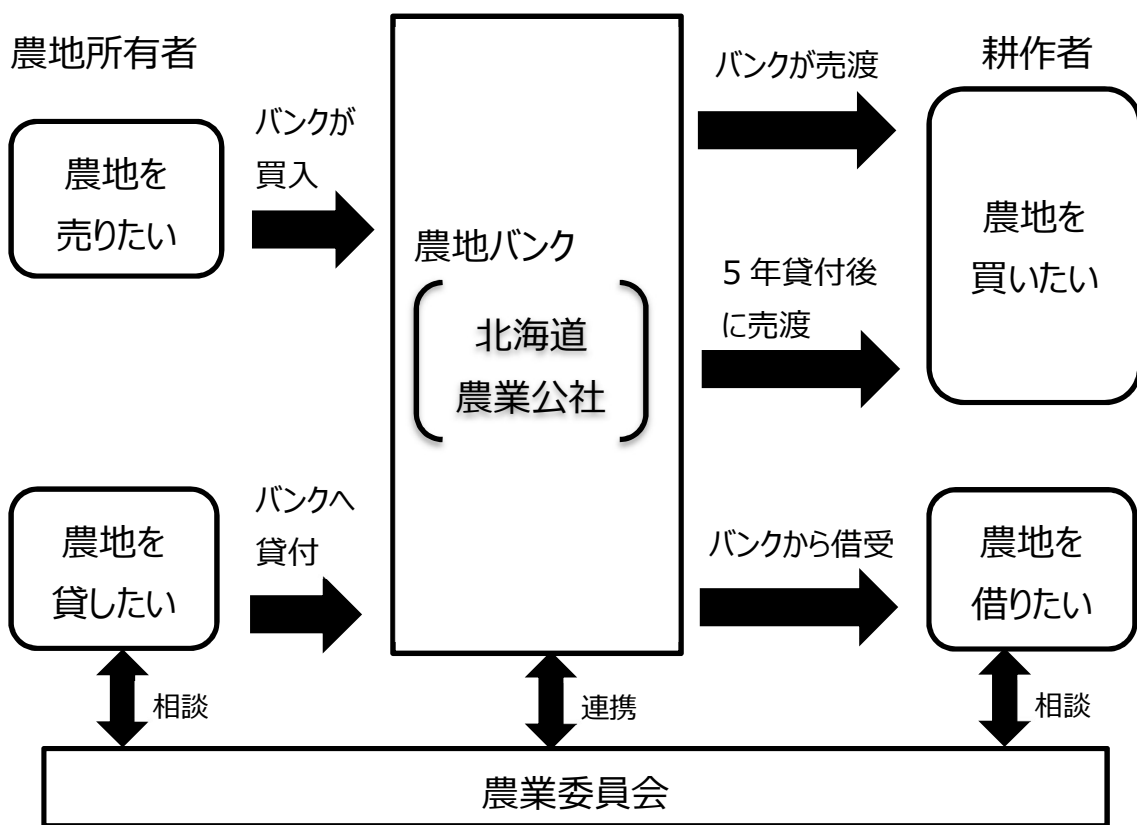


令和7年4月から 農地の売買・賃借の手続きが変わります

農業経営基盤強化促進法の改正により、現在、雄武町で作成している地域計画の策定後、令和7年4月から農地の売買・賃借は、原則として農地バンク（北海道農業公社）を経由する手続きに変わります。

なお、現在農地を賃借している場合は、令和7年4月以降に更新する時から変わります。



※ 農地所有者・耕作者は、農地バンクと売買または賃借契約をします。

※ 農地の売買では、農地所有者・耕作者ともに手数料（所有者～価格の2%、耕作者～価格の1%）がかかります。

※ 農業委員会は、従来どおり農地の売買・賃借の相談を受け付けます。